

論 説

## 福祉ボランティアに対する行政の役割

### — A市地域福祉基金の助成から —

李 永喜<sup>\*1</sup> 小河孝則<sup>\*1</sup> 田口豊郁<sup>\*1</sup>

#### 要 約

市民による福祉ボランティア活動は、新しい地域社会を形成しようとして高い関心を集めている。行政は福祉ボランティアに対して政策的に組み入れようとしてきた。95年の阪神・淡路大震災を契機にボランティアやNPOの機能や役割に関心が広まり、公的介護保険制度の導入、特定非営利活動促進法の施行以降それらの市民活動と行政のパートナーシップが強調されるようになった。しかし、行政と民間との「協働」「パートナーシップ」はNPOや法人に関心が傾いているようにみうけられる。多くのボランティア団体は法人格を持たない任意団体として活動しているために、社会的に信用が乏しく財政の不足が課題となっている。そこで本研究は福祉ボランティア団体・組織の立ち上げに基金支援している「A市の地域福祉基金」の運営に注目した。福祉ボランティアの大きな特徴である「自発性・主体性」に関心を持ち、行政による支援の意義についてA市基金運営委員会における参与観察を行いつつ、過去に基金助成を受けていた全団体(41団体)と現在基金助成を受けている14団体を対象にアンケート調査を行い考察した。その結果、基金助成終了後92.6%の団体が会員の会費やバザアの収益金、町内会や社会福祉協議会の助成金などで資金を調達し確実に活動を続けていることがわかった。福祉ボランティア団体は資金不足と人材不足の悩みを抱えているが、基金助成を受けることによって90%の団体が自分たちの活動が社会的に認められたと認識し、活動への意欲が高まったと述べている。ここに行政による支援の意義があるといえるのである。ボランティア活動を継続していくためには、団体・組織内におけるミッション・ディスカッションを行うことが必要であるといえる。

福祉ボランティアに対する行政の役割としては、資金的支援やPRの工夫と実践、福祉ボランティア団体と地域の福祉問題解決に向けて共通目標を確認し合える「情報共有の機会・場」を設けること、があげられる。

#### 緒 言

##### 1. 研究の背景

##### 1.1. 福祉ボランティア活動の展開

現在、日本のボランティア数は780万人(うち登録者443万4894人)、ボランティア団体は12万3300団体(同8万9086団体)、ボランティアセンターは社会福祉協議会(以降社協と略す)に3111カ所設置されている(平成16年4月現在)。2007年現在認証されたNPO法人数は31,116法人でその58.3%が「保健・医療・福祉」分野となっている(平成19年版『国民生活白書』<sup>1)</sup>)。このように数字から見て市民によるボランティア活動が拡大してきていることがわかる。その背景には1995年の阪神・淡路大震災の経験が

ある。被災地に全国各地から150万人のボランティアが駆けつけその役割を發揮したことは、この年を「ボランティア元年」と称されるほどボランティア活動が社会的に高く評価されるきっかけとなった。内閣府の「国民生活選考度調査」(2003)によると51.6%の人がNPOやボランティアに参加したいと述べている。「社会のために役立ちたい内容」としては1位の「自然・環境保護に関する活動」(37.9%)の次に「社会福祉に関する活動—老人や障害者などに対する介護、身の回りの世話、給食、保育など」(35.8%)となっていて、福祉ボランティア活動に高い関心が寄せられていることがわかる<sup>2)</sup>。

福祉ボランティアは個人が身近にある福祉問題に気づくことから始まる。そしてその個人と個人との

\*1 川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科  
(連絡先) 李 永喜 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学  
E-Mail: leebrown@mw.kawasaki-m.ac.jp

出会いから福祉ボランティア団体・組織へと形成されていくのである。近年の福祉ボランティア活動として、70年代の障害者の教育や自立をめざす養護学校義務化運動、保育所設置要求運動がある。障害者本人や家族、社会進出を求める女性たち、老人介護に疲れ果てた家族が力をあわせて行政に対して要求運動を繰り広げた活動である。その後、80年代から90年代にかけては在宅介護を担っていた家族当事者によるホームヘルプサービス等を提供する活動、障害者本人や家族による作業所設立など住民参加型福祉ボランティア活動が展開された。その後、福祉ボランティア活動は在宅福祉サービス活動、福祉施設サービス活動、福祉まちづくり・福祉でまちづくり活動、ボランティア活動、調査・企画、啓発運動などその活動の裾野を広げて行われている。

福祉ボランティア活動は当事者の権利保障を求める行政への要求型から福祉サービス提供主体としての参加へと変化し、90年代後半から特に介護保険制度実施後は行政との協働型へと変化してきている。そしてコミュニティが脆弱化しリスク社会といわれている現在、新しい家族や新しい近隣関係を再構築する支援を担うということにもっとも重要な役割があると期待されているのである<sup>3)</sup>。

#### 1.2. 福祉ボランティアに対する行政の関心

60年代の高度経済成長と産業化は地域構造や家族形態に変化をもたらした。1970年に日本の高齢化率が7%となり高齢化社会が進む中、高齢者の介護問題が社会問題となった。そこで、国は1973年2月に「福祉元年」を掲げる。しかし同年の10月に第一次石油ショックが起こり、はやくも74年には「福祉の見直し」が始まった。79年の「新経済7カ年計画」においてすでに「地域崩壊」「家族の機能低下」がいわれているにもかかわらず、伝統的な日本社会の自

助、家族や地域共同体を重視する「日本型福祉社会論」を打ち出したのである。<表1>からわかるように1970年には「コミュニティ生活の場における人間性の回復」や「コミュニティ形成と社会福祉」を掲げながら「コミュニティ＝市町村」単位の地域における互助、共助を強調していた。この時期から厚生省は社協に対してボランティア活動普及事業の助成を行いつつ福祉教育にも力を入れはじめる。具体的には国庫補助で市町村社協に「市町村奉仕活動センター」を設置し(1975)、85年には「ボランティア事業＝福祉ボランティアでまちづくり事業」を開始した。この事業は、ボランティア活動が持続的にかつ自主的に展開できるようにボランティアの登録、あっせん、ボランティア・リーダーの研修を行う事業として1994年まで全国607カ所の市区町村で実施された。その後、社協のボランティアセンターが急増することになる。また、福祉ボランティアと教育をリンクさせて、高校入試への評価、中学・高校のカリキュラム設定などを進めた<表1>。

80年代後半からの社会福祉政策は、地域福祉を中心に在宅福祉サービスに焦点を当ててようになった。この時期から国の政策の動向は「福祉財源」を意識したもとして民間活力の導入を図りつつ自助、互助、地域連帯を強調するようになる。1993年の「国民生活白書」は第一部の「豊かな生活と交流」においてボランティアを大きく取り上げている。また1993年に中央社会福祉審議会地域福祉分科会から「ボランティア活動への中長期的な振興方策について」が意見具申されたが、そこにおいて「ボランティアの役割は公的サービスでなしがたい独自性や個別性を強調したサービスを提供し、より積極的かつ開拓的に福祉のレベル・アップを図り、公私のあらたなパートナーシップを打ち立てるものである」と記してい

表1 福祉ボランティアに対する行政の取り組み

年代	取り組み内容
1970	国民生活審議会「コミュニティ／生活の場における人間性の回復」 中央社会福祉審議会「コミュニティ形成と社会福祉」
1975	市町村社会福祉協議会に「市町村奉仕活動センター」設置開始
1977	厚生省 学童・児童ボランティア活動普及事業
1985	厚生省 「ボランティア事業＝福祉ボランティアのまちづくり事業」開始
1986	大蔵省 ボランティア基金への寄付金を非課税の対象とする法人税制の改正
1993	厚生省 地域福祉専門分科会意見具申「ボランティア活動の中長期的な振興方策」 文部省 「高校入試の内申書におけるボランティア活動歴の積極的評価
1995	人事院 「国家公務員に対するボランティア休暇制度の導入」を勧告
1996	「日本NPOセンター」設立
1998	特定非営利活動促進法施行
2000	福祉NPOが介護保険事業者になった
2003	NPO法人数1万超える

出典：武川正吾，地域福祉計画．有斐閣アルマ，22，2005

表2 課・室レベルの名称

グループ番号	名 称
A. 企画(調整)	企画課 企画財政課 行政経営課 企画政策課(室)
	企画総務課 市民総務課
	企画情報課 政策調査課
	企画広報課(室) 秘書広報課
政策推進	政策推進課
B. 市民生活一般	区政課 市民課 生活課 市民生活課 コミュニティ課
(公聴含む)	暮らしいきいき課 暮らし支援課 市民の声をきく課 市民活動相談課
C. 市民活動推進・振興・支援	市民活動支援室 市民活動課 市民活動振興課(室) 市民活動推進室 市民活動推進担当課 助成行政、市民活動推進室
D. ボランティア支援	ボランティア支援課 ボランティア担当室
E. 協働・パートナーシップ	市民協働課 市民協働推進課(室) 協働推進課 市民生活市民連携課 地域協働課 パートナーシップ推進課
F. 市民参加・男女参加	市民参加推進課 市民参加政策課 市民参画課 市民参加推進室 男女・市民活動課
G. まちづくり	まちづくり課 まちづくり企画課 市民参画まちづくり課 まちづくり推進室
H. 地域振興・地域づくり	地域振興課 地域づくり課 地域づくり推進課
I. ふれあい・交流	ふれあい課 ふれあい推進課 市民交流室
J. 自治振興・文化・女性	自治振興課 自治振興・女性課 市民相談・女性課 自治文化課 まちづくり文化課
K. 安全・防災	市民安全課 安全活動課 自治防災課
L. センター	市民活動支援センター いわくん市民活動支援センター 市民センター 市民公益活動サポートセンター 市民公益活動推進本部 市民活動交流支援センター 市民活動サポートセンター 市民活動団体との協働推進委員会 市民交流センター とよた市民活動センター コミュニティ推進担当(市民活動センター) NPO市民協働事務局 北区NPOボランティアぶらざ NPOボランティア協働センター ボランティアセンター

出典：藤江昌嗣，地方自治体，NPOの協働における中間支援機能と中間支援組織，ぎょうせい，166，2006。

てボランティア活動に大きく期待していることがわかる。

1.3. 福祉ボランティアへの行政からの支援

『21世紀福祉ビジョン』(1994年3月)は5つの基本的考え方を提示している。その一つに「自助，共助，公助の重層的な地域福祉システムの構築」をあげ，今後「公的活動，市場経済活動のほかに」「地域における非営利活動」すなわち，ボランティア活動等が大きく伸びて行く可能性を指摘した。そのうえで「政策的にもこうした地域の非営利活動を第三の分野として明確に位置づけ，これらが活動しやすい条件づくりを行ってゆくことが必要である」と明記している。ボランティア活動を行政施策と相補的な福祉資源として積極的に位置づけ，政策的に振興・推進していくべきであると強調しているのである。

明治大学の研究チームは自治体行政の業務とセンターを分類し，行政とボランティアとの「協働の位置づけ」について行政組織を局・部，課・室，センターに分けて考察している。その調査によると「課・室レベル」において「D. ボランティア支援」「E. 協働・パートナーシップ」があり，ボランティア支援課，ボランティア担当室，市民協働課，パートナーシップ推進課などの名称があるという<sup>4)</sup>。これらの

名称からは，ボランティアやパートナーシップについて自治体が積極的に取り組んでいることが見とれる<表2>。さらに「ボランティア活動支援条例」を作って取り組んでいる地方自治体も増えつつある<表3>。

2002年にNPO支援を目的とした基金及び公益信託を設置している自治体数は，都道府県の17件(27.7%)だけであったが，2003年には都道府県で53.2%，市町村で21.8%に増加している<sup>5)</sup>。

それ以外に各自治体は規模や支援内容に差はあるが福祉ボランティア活動に対する資金的支援を行っている。その一つに「福祉基金」がある。「都市の各種基金に関する調べ」(平成16年9月16日)<sup>6)</sup>を参考に政令指定都市と中核都市に設置されている「福祉」という名が付いた基金を抽出してみた<表4>。おそらく福祉ボランティアに対して助成を行うのは「福祉」という名がついた基金からだろうと考えているからである。基金の名称は福祉基金，社会福祉基金，地域福祉振興基金，福祉対策基金，地域福祉基金などさまざまである。設置時期は宮崎市の「社会福祉事業基金」(昭和39年4月)が一番古く，以前から福祉基金が実施されていたことがわかる。

今回の研究は，A市の「地域福祉基金」運営に焦

表3 地方自治体で制定したボランティア活動(市民活動)支援条例

平成10年04月	岩手県	社会貢献活動の支援に関する条例
平成10年10月	青森県	青森県ボランティア活動の環境整備に関する条例
平成10年12月	兵庫県	県民ボランティア活動の促進に関する条例
平成11年04月	宮城県	宮城県の民間非営利活動を促進するための条例
平成11年04月	高知県	高知県社会貢献活動推進支援条例
平成12年03月	三重県	三重県生活創造圏ビジョン推進条例
平成12年03月	長崎県	県民ボランティア活動の推進に関する条例
平成12年04月	福井県	福井県県民社会貢献活動支援条例
平成13年03月	北海道	北海道市民活動促進条例
平成13年04月	神奈川県	かながわボランティア活動推進基金21条例
平成14年09月	鳥取県	鳥取県非営利公益活動推進条例
平成09年04月	板橋区(東京都)	板橋区ボランティア活動推進条例
平成09年04月	箕面市(大阪府)	箕面市まちづくり理念条例
平成10年05月	鎌倉市(神奈川県)	鎌倉市市民活動センターの設置及び管理に関する条例
平成11年03月	仙台市(宮城県)	仙台市市民公益活動の促進に関する条例
平成11年10月	箕面市(大阪府)	箕面市非営利公益市民活動促進条例
平成12年07月	横浜市(神奈川県)	横浜市市民活動推進条例
平成13年04月	岡山市(岡山県)	岡山市協働のまちづくり条例
平成13年04月	池田市(大阪府)	池田市公益活動促進に関する条例
平成13年07月	横須賀市(神奈川県)	横須賀市市民協働推進条例
平成14年04月	犬山市(愛知県)	犬山市市民活動支援に関する条例
平成14年04月	石狩市(北海道)	石狩市行政活動への市民活動の推進に関する条例
平成14年04月	杉並区(東京都)	杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例

出典：ボランティア白書2003。

点を当てて考察することにする。

## 2. 研究目的

### 2.1. 福祉ボランティアの現状を知る

今日の社会保障・社会福祉の動向は、財源優先にもとづいて政策決定されており、75才以上の老人医療費の自己負担や生活保護における母子家庭加算・老人加算の廃止など社会保障給付費の削減が推し進められている。日本の自殺者数は1998年以降続けて年間3万人を超え、4分の1が生活苦・経済苦を理由としていることは新聞やマスコミをとおして広く知られている。しかし、その自殺者のうち40%が高齢者であることを忘れてはなるまい。高齢化が急速に進み、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦だけの世帯が増え、しかも家族や地域での支え合いや相互扶助が過疎地域では物理的に、大都市では実質的にますます困難な状況になっている。

そこで社会保障の市場化と民営化がすすむなか地域で活動している住民・市民によるボランティアやNPO活動に注目が集まっている。数字からみても増え続けているこれらの活動に大いに期待を寄せたいが、はたして福祉ボランティア団体やNPOにどれほど能力があるのか疑問を抱く。そこで、本研究は福祉ボランティアの理念とされている「自発性・

主体性」に照らしつつ福祉ボランティア活動の現状を調べることにした。

### 2.2. 福祉ボランティアに対する行政の役割を明確にする

福祉ボランティアは個人の気づきから自発的に始まるもので、その運営のために原則的にボランティア自身で、あるいは組織・団体自身で資金を調達し「主体性」にもとづいて活動を展開する。しかし、現在各自治体においてはボランティアに対して資金的・事務的に支援を行っている。ボランティア団体に対する行政の支援の意義としては、福祉ボランティア活動内容を把握していくうちに福祉ニーズを発見し、新しいサービスを創出する契機になりうる、そして、支援のプロセスのなかで福祉ボランティアと行政の行政担当者が地域の福祉問題・課題の解決のために協働していくきっかけになる、と考えられる。

行政の支援が福祉ボランティア団体の自立を妨げることなくいかに行われるべきか検討が必要であることは間違いない。そこで、本研究は福祉ボランティアに対する支援内容を調べ、福祉ボランティアと行政との関係について考察し、行政による支援の意義と役割について考察することを目的にする。

表 4 政令指定都市と中核市の福祉基金（平成16年現在）

S：昭和 H：平成

類型	市名	福祉基金名	設置年月日	
政令指定都市	札幌	地域福祉振興基金	H2. 3. 30	
	仙台	—		
	さいたま	ふれあい福祉基金	H13. 5. 1	
	千葉	社会福祉基金	S53. 4. 1	
	横浜	勤労者福祉共済基金	S45. 6. 1	
	川崎	老人福祉施設事業基金	S58. 4. 1	
		長寿社会福祉振興基金	H3. 4. 1	
	静岡	福祉対策基金	H15. 4. 1	
		福祉事業振興基金	H15. 4. 1	
		社会福祉事業振興基金	H15. 4. 1	
	名古屋	—		
	京都	社会福祉事業基金	S44. 3. 17	
	大阪	—		
	堺	地域福祉推進基金	H2. 4. 1	
	神戸	—		
	広島	福祉事業基金	H2. 3. 7	
	北九州	地域福祉振興基金	H1. 4. 1	
	福岡	地域福祉活動振興基金	H3. 4. 1	
	中核市	旭川	社会福祉事業基金	S43. 4. 1
		秋田	ふれあい福祉基金	H4. 3. 13
郡山		福祉施設建設基金	S60. 12. 17	
いわき		社会福祉振興基金	S49. 3. 28	
宇都宮		社会福祉基金	S60. 3. 22	
川越		福祉基金	S42. 10. 9	
船橋		船橋市福祉基金	H5. 4. 1	
横須賀		福祉基金	S61. 4. 1	
相模原		社会福祉基金	S54. 4. 1	
新潟		福祉基金	H3. 2. 28	
富山		福祉基金	H4. 3. 23	
金沢		福祉活動育成基金	H3. 4. 1	
長野		ふれあい長寿社会福祉基金	H3. 4. 1	
岐阜		福祉基金	S60. 3. 29	
浜松		社会福祉施設整備基金	S51. 3. 15	
		友愛の福祉基金	S55. 4. 1	
豊橋		福祉振興基金	S58. 4. 1	
		河原福祉基金	H15. 3. 31	
岡崎		岡崎市福祉基金	S54. 4. 1	
豊田		保健医療福祉基金	H3. 3. 30	
		地域福祉推進基金	H2. 4. 1	
高槻		福祉施設建設等基金	S57. 3. 29	
姫路		—		
奈良		福祉基金	H5. 3. 16	
和歌山		老人福祉大岩基金	S51. 10. 2	
		障害者増光会基金	S56. 3. 20	
		福祉みます基金	H2. 7. 30	
		長寿社会福祉基金	H5. 7. 12	
		社会福祉和田基金	H6. 7. 15	
岡山		地域福祉基金	H3. 9. 26	
倉敷		地域福祉基金	H5. 7. 1	
福山		ライオンズ福祉基金	S52. 12. 22	
		地域福祉基金	H4. 4. 1	
高松		中小企業労働者福祉共済基金	S51. 4. 1	
松山		—		
高知		福祉基金	S59. 4. 1	
長崎	福祉基金	S47. 4. 1		
熊本	—			
大分	福祉振興基金	S56. 3. 31		
宮崎	社会福祉事業基金	S39. 4. 1		
鹿児島	愛の福祉基金	S55. 12. 25		

\*地方行財政調査会資料「都市の各種基金に関する調べ」平成16年9月16日を参考に作成

## 研究方法

### 1. 研究対象

#### 1.1. A市地域福祉基金の概要

地域福祉基金は、1991年に厚生省と自治省の連名で「高齢者保健福祉推進十カ年戦略(ゴールドプラン)」を受けた第二のものとして、「高齢者保健福祉推進特別事業」を実施することを目的に設置するよう地方自治体に通知されたものである。基金の設置費は地方交付税によるものとした(自治事務次官・厚生事務次官通知, 1991年6月3日自治政第56号・厚生政第17号)。

この通知を受けたかたちでA市は1993年から「地域福祉基金」(以下は「基金」という)を施行することになった。基金の設置目的として、①「住み続けたいまちA市」を実現するために、多様化する福祉ニーズに的確に対応し、高齢者や障害者の在宅福祉の普及向上と健康・生きがいづくり推進を図る、②民間団体等の先駆的な事業に支援助成及び委託事業を展開しながら地域の実情に即したきめ細かな保健・福祉サービスの整備充実を図る、ことをあげている。基金の助成対象事業は、「助成事業」と「委託事業」に分けて行われ、前者は主に地域住民が自発的に新しくボランティア活動を行おうとすることを、後者は社会福祉協議会を含む地域共助型ボランティア育成事業を支援している。

今回の研究は前者の「助成事業」に焦点を当てたものである。この事業の具体的な内容と仕組みは<表5>のようになっていて、基金の財源はA市出資金の運用益金と市民からの寄附金によるものとなっている。この「助成基金」の対象は3つの事業内容としているが、本研究は「(3)ボランティア活動の活性化に関する事業」の内容に着目している。A市基金助成事業は①ボランティア活動の立ち上げを支援する、②助成期限を3年とする、③助成金額を年ごとに減らす(1年目4/4, 2年目3/4, 3年目2/4), ことにしている。

#### 1.2. 研究対象選択の理由

A市はボランティア活動に対して特別に先駆的な支援をしているところでもなく、また無関心であるともいえない自治体である。平成12年(2000年)にA市では行政と市民ボランティア58団体の代表者とで市民会議が結成されたことがある(2007年に廃止)。この市民会議は年に2回ボランティア団体の代表者や地元大学の代表者、行政や各地域団体の代表者が一同に集い、ボランティア活動に対する意見や情報を交換し合いながら「議論する場」を設けていた。そこに筆者もメンバーとして参加し、住民・

市民ボランティア側の行政への役割期待について知ることができた。そしてボランティア活動の活性化を目指し資金を用いて経済的支援を行っているA市地域福祉基金の運営委員会に関わるようになり、両方の運営に参与観察できる点からA市を選んだ。特にボランティアの特性には「主体性」「無償性」が関わっていることから、住民ボランティアに対して行政が資金的支援をすることの正当性や意義について疑問を抱きながらも、NPO法人ではなく福祉ボランティアの立ち上げに支援しているA市の指針に強く関心を抱いたからである。

ボランティア活動に対する解釈はNPO法人との混同が多くみられ概念整理もされていないままであり、民間に対する行政からの支援はNPO法人に傾いているといえる。例として平成19年度の「長寿・子育て・障害者基金事業」の内定一覧をみると、347団体のうち福祉等の法人が81団体、ボランティア団体が83団体、そしてNPO法人が183団体となっている<sup>7)</sup>。

大阪ボランティア協会はボランティア活動推進の形態を①行政主導民間追随型、②民間主導行政支援型、③民間推進行政無関心型、に分けているが、今日のボランティア活動は制度と無関係で展開できない時代であるので②の形態が望ましい、と述べている<sup>8)</sup>。まさに福祉ボランティア団体の立ち上げに支援しているA市は②の「民間主導行政支援型」として基金支援が行われているといえるのである。名も無き小さな活動にいかにか光を当てることができるのか、その意義はなにか関心を抱き、A市地域福祉基金の運営内容について調べることにした。さらに、調査研究を運営委員会で提案し行政担当者の積極的な協力を得られたことや運営委員会にフィードバックすることを目的としていたからである。

倫理的配慮として調査対象者には協力依頼文書にて回答の強制を行っていない。また、調査票を無記名の状態で同封した返信用封筒により返送するよう依頼した。

#### 1.3. 調査の時期と方法

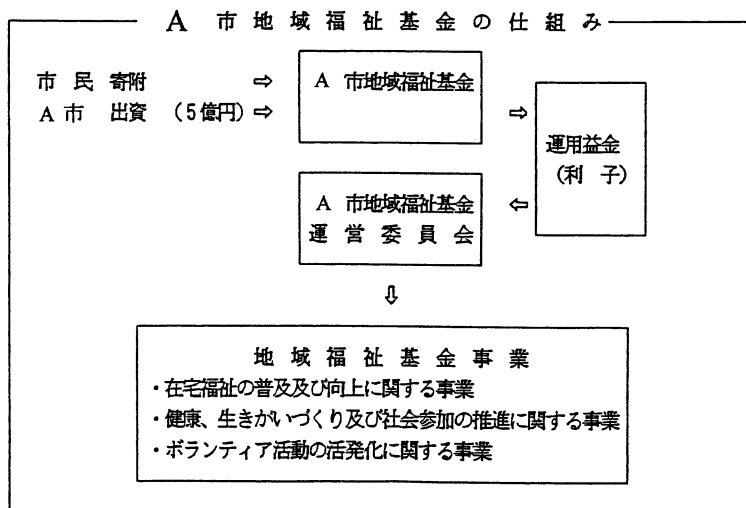
平成16年2月1日~3月31日に、A市地域福祉基金助成を過去に受けていた全団体(41団体)と現在受けている全団体(14団体)の代表者にアンケート用紙を郵送し回答してもらった。質問紙の郵送は情報保持のため行政担当者を通して行い、返送された回答紙は筆者が集計・分析した。回収率は92.7%であった(過去に基金助成を受けていた団体から39団体、現在受けている団体から12団体)。現在基金助成を受けている団体のうち2団体が無効回答となり集計からはずし、その結果有効回収率は89.0%で

表5 A市地域福祉基金運営委員会助成要綱と仕組み

**\* A市地域福祉基金運営委員会助成要綱**  
(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。  
ただし、国、県など他の関係機関等から助成を受けているものは、除くものとする。

- (1) 在宅福祉等の普及、向上に関する事業
  - ・在宅介護者に対する介護技術の指導、講習、情報提供
  - ・地域の実情に応じた独自の在宅保健福祉サービス
  - ・地域の実情に応じた先駆的な在宅保健福祉サービスに係る調査研究
  - ・その他在宅保健福祉の普及、向上に関する事業
- (2) 健康、生きがいづくり及び社会参加の推進に関する事業
  - ・民間団体による健康講座、長寿社会フェスティバル、スポーツ大会等の開催等
  - ・健康、生きがいづくりマニュアルの作成等啓発普及
  - ・地域の実情に応じた健康、生きがいづくりに係る調査研究
  - ・その他健康、生きがいづくり及び社会参加の推進に関する事業
- (3) ボランティア活動の活発化に関する事業
  - ・ボランティア団体の資材費や啓発費等の活動費
  - ・ボランティア団体のネットワーク化のための事業
  - ・ボランティアに対する研修、講習
  - ・その他ボランティア活動の活発化に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める事業



出典：A市地域福祉基金運営会資料

あった。質問項目は施行3年後(平成9年)にA市が福祉ボランティア団体にアンケート調査した質問紙を参考に行政担当者とともに修正し直したものである。特にボランティア団体の代表者に高齢者が多いことを考慮し、できる限りわかりやすい表現にしようとした。

調査内容は、①過去に基金の助成を受けていた団体に対しては、基金助成終了後活動を続けているかどうか、活動の実態については、続けている場合の活動資金の状況を、基金助成の期間や基金の助成事業の有り様についての意見を聞いた。②現在基金の助成を受けている団体に対しては、基金の助成を受

けることによる意識の変化、助成金額や期間についての意見、用途項目枠を含む助成の有り様について5段階質問項目で答えてもらった。分析方法は、調査対象者数が少ないことから単純集計を行った。そして助成基金への意見や基金助成終了後の不安について自由に記述してもらった。

結 果

1. 過去に基金助成を受けていた団体の結果
  - 1.2. 基金助成終了後の活動状況
- <表6>が示すように39団体のうち36団体(92.6%)が活動を続けていた。7団体(17.9%)

表6 地域福祉基金終了後、活動を続けていますか

現状	n=39 団体数 (%)
活動を拡大して続けている	7(17.9%)
活動を縮小して続けている	3(7.7%)
同じように続けている	23(58.7%)
形を変えて続けている	3(7.7%)
続けていない	3(7.7%)

は活動を拡大していて、3団体(7.7%)は形を変えて、23団体(58.7%)は同じような規模で活動を続けていた。活動を縮小して続けている(3団体7.7%)理由としては、中心となる人がいない、ボランティアをする人が集まらない、活動の意欲をなくしたこと、をあげている。そして活動をやめている(3団体7.7%)理由としては、活動資金がないから、ボランティアの必要がなくなったため、中心となる人がないこと、をあげている<表7>。活動を続けている場合の資金は、会費(23.5%)や町内会等の補助金(22.2%)、バザー等の収益金(16%)の順になっている<表8>。ボランティア活動をしていくうえでの問題としては、メンバーの広がりがない、若い奉仕者や男性の参加が少ない、後継者がいないことをあげていて、悩んでいる様子が見える。

#### 1.2. 行政側への要望

福祉ボランティア団体から行政に対する要望は、参加者の送迎の支援、ボランティア活動場所への往復交通費負担、遠出の時格安の運転提供、継続的な資金援助、があった<表9>。「全国ボランティア活動実態調査」によるとボランティアの担い手は60才以上の女性が多いといわれている<sup>9)</sup>。A市の場合も例外ではなくボランティア自身の高齢化が進む中で、活動に参加する際の交通面での支援を強く望んでいることがわかる。また、基金助成について金額を減らしてでも継続的にかつ長期にすることを望んでいるが、このこともボランティアの高齢化に伴う経済的負担が要因となっていると考えられる<表10>。その他、行政に対して資金の継続、助成金の使途自由化、福祉車両や貸し出し用車の準備、申請書や報

表8 基金終了後の資金調達方法(複数選択)

	n=81 %
会費	23.5
他の補助金	22.2
バザー等の収益金	16
資金のかからない活動へ変更	12.3
寄付	8.6
社会福祉協議会の事業として	7.4
その他	9.9

告書の簡略化、基金のPR、もう少し気軽に助成を、食事代の制限をゆるくするように要望している。そして資金的な助成だけではなく活動規模の拡大にむけた相談や助言をも要望していた<表11>。

#### 2. 現在基金助成を受けている団体の結果

##### 2.1. 基金助成がもたらす変化<表12>

団体の100%(10団体)が「基金助成を受けて良かった」と考えていて、基金助成を受けることで90%の団体が「活動への意欲が非常に高まった」と答えている。「基金助成を受けることで自分たちの活動が社会的に認められた」という意識を強く持つようになり(90%,9団体)、会員の経済的負担が軽くなったと感じていることがわかった。

##### 2.2. 基金助成のあり方についての意見<表12>

助成の申請手続きは簡単にすべき(非常にそう思う、まあまあそう思う70%,7団体)とっており、助成はお金で受けるのが最も良いと考えている(非常にそう思う、まあまあそう思う100%,10団体)。助成金額について70%(7団体)は十分だと思っているほか、助成金の使途についてより自由にして自分たちに任せて欲しいといっている(80%,8団体)。適当な助成期間については3年が2団体(20%)、5年が4団体(40%)、6年が2団体(20%)、10年2団体(20%)、と分かれている。

##### 2.3. 行政への要望

基金助成以外にどのような方法で資金を調達しているのか、基金助成後の不安やその他の意見について自由に書いてもらった。基金助成以外にバザーや

表7 活動を縮小した理由、活動をやめた理由

○活動を縮小して続けている理由	団体数	n=3
・中心となる人がいない、ボランティアをする人が集まらない、活動の意欲をなくした	1	
・理由に記しなし(2団体)	2	
○活動を続けていない理由	団体数	n=3
・活動資金がないため、作業所を退所したため	1	
・ボランティアの必要がなくなったため	1	
・中心となる人がいない、活動資金がない	1	



表9 ボランティア活動の際の問題点

記入内容	件数
参加者の送迎	5
メンバーの広がりがない	5
若い奉仕者の参加が欲しい	4
活動資金不足	3
ボランティア保険加入を行政で支援していただければ	3
ボランティア活動の場所への往復交通費負担	1
手作りのネタ切れ	1
閉じこもりの人を出せない	1
男性の参加が少ない	1
新しいアイディア：高齢者のための講習会は？	1
協力が少ない	1
金持ちのスポンサーがいるだろうと誤解されている点に憤慨	1
事故について神経をつかう	1
遠出の時、格安の運転がほしい	1
対象のニーズ把握	1
メンバーが仕事を持つなど忙しくなっている	1
出たいが出席できない人がある	1
後継者がいない（新しいメンバーが入ってこない）	1
継続的な資金援助をお願いしたい	1

表10 基金助成期間についての意見

記入内容	件数
継続的に	6
活動状況に応じて一定額を継続的に	6
金額を減らしてでも長期がいい	6
5年	5
適当な期間だと思う	5
3年は短い	3
いただいただけでいい	3

廃品回収の収入，物品の寄付，廃油石鹸や子ども会バザー，会員の会費，町内会助成金，お米や野菜持参など工夫して資金を調達していることがわかった。基金助成終了後の不安については，主に活動資金に関する内容だった。ほとんどの団体が活動資金の不足を不安に思っていて，活動の規模を縮小するか，費用のかからない活動内容に変更することを考えていた<表13>。「その他の意見」において行政に対して基金助成を減額してでも継続してほしい，ほかに助成が受けられる事業があるのかその情報を提供してもらいたい，活動工夫についての指導を要望していた。

考 察

1. ボランティア活動の持続

1.1. 資金の確保

本調査から現在基金助成を受けている団体の不安

要素として資金問題が強く現れた。ボランティア団体は，基金助成終了後の資金不足を念頭に入れ活動内容を縮小しようとしている。ここで過去に基金助成を受けていた団体の結果をみてみたい。おそらく過去に基金助成を受けていた団体も同じ悩みを抱えていたと考えられる。しかしそれらの団体のうち92.3%（36団体）が会員の会費やバザーの収益金から資金を調達して活動を続けていることがわかった。<表6> 今後に向けてより安定した活動を続けていくうえで福祉ボランティア団体の力量が問われているといえよう。福祉ボランティア団体には資金調達や団体・組織の運営へのノウハウが必要とされている。

ボランティア活動は「主体性」を原則とする。その理念からすれば厳密な意味で養成されるべきものでない。しかし，日本では寄附文化が定着していない点から資金調達が難しいといえる。ボランティア団体は社会的な認知も得られにくく，寄附金の免

表11 基金助成のあり方について

記入内容
継続することに意義があり、打ち切られるのは残念に思う
助成金の使途は限定されているので、自由にボランティア活動資金として利用できない
炊事場が狭いので大勢で利用できるようにしてほしい
支所に送迎用の大型（6人乗り）の福祉車両を是非1台購入してください
申請書や報告書を簡略化してほしい
20人乗りくらいの貸し出し用車を常時市の中へ置いてください
もっと内容や目的をPRしてください
助成だけでなく活動規模の拡大に向けた相談や助言をいただく機会があれば、官民一体の力が出るのではないのでしょうか
きっかけづくりの1年もいいかもしれません
もう少し気軽に助成してほしい
新しくボランティアグループをつくる時には絶対に必要だと思います
活動していたころはずいぶん助かりました
就労者が多い現状では地域活動への参加者が乏しい
基金の助成を受けるに必要な条件について詳しく知りたい
社会福祉協議会の助成金が増えると良い
食事代の制限に困っている

除もなく、社会的な信頼や財政基盤が脆弱な状況に置かれている。個人ではなく団体・組織として活動しようとする、事務費や経費等になにかとまとまったお金が必要になる。活動の旗揚げした人にもあまりにも負担が重くなるとボランティア団体を立ち上げる意欲を失いかねないだろう。そういう意味で立ち上げの際の資金支援は活動の始動に潤滑剤になるに違いない。

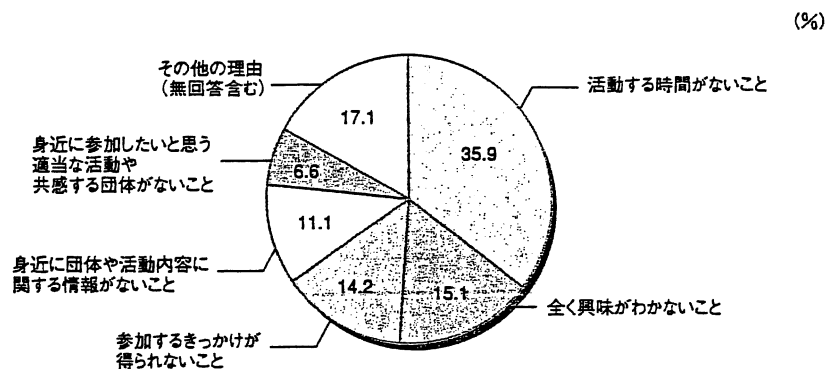
基金助成の期間として「長期」や「10年」という要望があったが実現しそうもない。多くの自治が三位一体の行政改革の影響や不景気による税収入の減少のなか基金の取り崩しを行いつつ歳出を抑制する方向になっているからである<sup>6)</sup>。A市も基金の取り崩しをしている。基金支援の方法としては段階的に

金額を減らし、福祉ボランティア団体自身が自立していくように仕向けている。期間設定は3年でその間にボランティア団体自身がいかに資金確保していくか考えながら歩むことになる。

#### 1.2. 人材の確保

一般的に福祉ボランティア活動への若い世代や男性の参加は少ないといえる。「NPOやボランティア活動に参加しない理由」について「活動する時間がないこと(35.9%)」が1位となっている<図1>。若い世代や男性は就学や就労時間に追われていると考えられる内容だともいえよう。ところが、「身近に参加したいと思う適当な活動や共感する団体がないこと(6.6%)」「身近に団体や活動内容に関する情報がないこと(11.1%)」「参加するきっかけが得られないこと(14.2%)」「全く興味がわかないこと(15.1%)」

NPOやボランティア、地域の活動に参加しない理由



出典：平成19年版『国民生活白書』内閣府

図1 NPOやボランティア、地域の活動に参加しないのは時間や参加のきっかけがないため  
出典：平成19年版『国民生活白書』内閣府

表12 現在基金助成を受けている団体の結果

項目	回答	n=10	
		団体数	%
①助成を受けることができていると良かっと思えますか	非常にそう思う	10	100
	まあまあそう思う	0	0
	どちらともいえない	0	0
	あまりそう思わない	0	0
	全然そう思わない	0	0
②助成を受けることができていると活動への意欲が高まりましたか	非常にそう思う	9	90
	まあまあそう思う	1	10
	どちらともいえない	0	0
	あまりそう思わない	0	0
	全然そう思わない	0	0
③助成を受けることができていると会員のお金の負担が軽くなったと思えますか	非常にそう思う	9	90
	まあまあそう思う	1	10
	どちらともいえない	0	0
	あまりそう思わない	0	0
	全然そう思わない	0	0
④助成を受けることができていると集まりを持ちやすくなりましたか	非常にそう思う	4	40
	まあまあそう思う	4	40
	どちらともいえない	1	10
	あまりそう思わない	1	10
	全然そう思わない	0	0
⑤助成を受けることができているとボランティア活動の回数が増えましたか	非常にそう思う	4	40
	まあまあそう思う	2	20
	どちらともいえない	4	40
	あまりそう思わない	0	0
	全然そう思わない	0	0
⑥助成を受けることができているとボランティア活動の種類が増えましたか	非常にそう思う	3	30
	まあまあそう思う	5	50
	どちらともいえない	2	20
	あまりそう思わない	0	0
	全然そう思わない	0	0
⑦助成を受けることができていると新しい会員が誘いやすくなったと思えますか	非常にそう思う	4	40
	まあまあそう思う	2	20
	どちらともいえない	2	20
	あまりそう思わない	2	20
	全然そう思わない	0	0
⑧助成対象となれたことで自分たちの活動が社会的に求められたような気がしますか	非常にそう思う	7	70
	まあまあそう思う	2	20
	どちらともいえない	1	10
	あまりそう思わない	0	0
	全然そう思わない	0	0
⑨助成の申請手続きがもっと簡単であればと思えますか	非常にそう思う	4	40
	まあまあそう思う	3	30
	どちらともいえない	2	20
	あまりそう思わない	1	10
	全然そう思わない	0	0
⑩助成の金額は十分だと思えますか	非常にそう思う	3	30
	まあまあそう思う	4	40
	どちらともいえない	1	10
	あまりそう思わない	1	10
	全然そう思わない	1	10
⑪助成はお金で受けるのが最も良いと思えますか	非常にそう思う	6	60
	まあまあそう思う	4	40
	どちらともいえない	0	0
	あまりそう思わない	0	0
	全然そう思わない	0	0
⑫お金以外の助成があると思えますか	非常にそう思う	1	10
	まあまあそう思う	2	20
	どちらともいえない	3	30
	あまりそう思わない	2	20
	全然そう思わない	1	10
⑬助成の項目をもっと増やして欲しいと思えますか	非常にそう思う	1	10
	まあまあそう思う	3	30
	どちらともいえない	5	50
	あまりそう思わない	1	10
	全然そう思わない	0	0
⑭助成金の使途項目については任せて欲しいと思えますか	非常にそう思う	3	30
	まあまあそう思う	5	50
	どちらともいえない	1	10
	あまりそう思わない	1	10
	全然そう思わない	0	0
⑮助成金の使途項目枠がある方が良いと思えますか	非常にそう思う	2	20
	まあまあそう思う	6	60
	どちらともいえない	2	20
	あまりそう思わない	0	0
	全然そう思わない	0	0
⑯助成期間は現在3年を原則としていますが、何年が適当と思われますか	3年	2	20
	5年	4	40
	6年	2	20
	10年	2	20

表13 基金助成終了後の資金調達や活動など運営計画について(複数回答)

選択項目	回答数	%
活動費を減額して活動を続ける	8	24.2
バザー等をし、その収益金で活動を続ける	7	21.2
寄付・会費を集め活動を続ける	7	21.2
他の基金、行政の委託・補助により活動を続ける	5	15.1
活動を縮小する	3	9.1
社会福祉協議会の事業として活動を続ける	2	6.1
その他の計画、アイデア	1	3

(14.2%)」という意見に注目したい。この3つの理由の合計は31.9%となっており、新しい人材を確保するためのヒントが隠されているように見受けられる。福祉ボランティア団体はこの点に注目し、共感できる団体として活動の情報を積極的に宣伝し、具体的に参加するきっかけをつくって働きかけていく努力を要しているといえるだろう。

基金助成を受けることで活動の回数(60%, 6団体)や種類(80%, 8団体)が増えたといっている。なにより、90%の団体が基金助成を受けることで社会的に認められたと認識していることは今後の活動を持続していく要素となろう。「地域の中に小さな福祉ボランティア団体がたくさん立ち上がることをねがっている」と熱く語っていた行政担当者の期待とは裏腹にA市基金助成の新規申請者数は年々減り続けている。ボランティアが誕生する基盤とそれを持続させるシステムが必要だといえよう。

福祉ボランティア活動は、地域社会に存在する福祉問題を解決し、安心して暮らせる地域をつくるための活動である。その活動の中で、人と人が結びつき、支え合う力や問題を解決する力を高めながら新しい地域共同体のあり方を模索し、それらを形成していく。その過程や経験の中でボランティアは個としての主体形成を進めることとなり、地域福祉推進の主体となりうる。生活の場を共有している地域住民が地域の福祉問題にいかに関心を向けるか、地域との関係が稀薄化している現代社会において住民は実は地域とのつながりを求めている。しかし、どうやって参加すべきかわからないことも多いようだ。地域活動に参加している人であるほど、地域への愛着、安心感が高いといわれている<sup>10)</sup>。福祉ボランティア活動に対する地域住民の関心をいかに集めるかによって人材確保が決まると言っても過言ではない。

さらに、ボランティア活動をいかに持続できるようにするかそのための工夫が必要だといえよう。その方法として、朝倉はボランティア組織内のヒト・モノ・カネ・情報に「ミッション・ディスカッショ

ン」の重要性を強調している<sup>11)</sup>。つまり、ボランティア団体・組織のメンバー間で、なんのためにボランティア活動を行うのかその使命・目的を明確にすることをあげ、このミッションが活動を継続する上で指針となるだろうと強調しているのである。個々のボランティアの意思から出発した組織であることを前提にお互いが対等な関係でお互いの意見を尊重し合うことが重要であるといっている。ディスカッションを尽くした上で決定を民主的に行って、納得のできる結論を導いていくことが求められるとし、協働し責任を負担しあえるような関係をつくる方法として勤めているのである。

福祉ボランティア団体が人材の基盤の弱さを克服して活動を持続していくためには、各メンバーの夢や思いをまとめて共通目標に向けて力を合わせていくグループダイナミズムないしはリーダーの手腕が試されているともいえよう。

## 2. 行政の役割

### 2.1. 資金的支援

本調査から福祉ボランティア団体は活動資金について不安を抱えており、行政に資金的支援を要望していることが明らかになった。永久に、長期に助成することは基金の限界があるといえる。ただし、行政は地域の中でボランティアが誕生できる基盤を整備することができるという認識を確認して、意識して支援していくべきだといえる。公的サービスだけでは対応しきれない、対応できない地域福祉課題について民間から多様なアイデアをもらおうとする姿勢を示すことが重要だといえる。なぜなら、福祉ボランティア活動に参加する、あるいは福祉ボランティア団体を立ち上げる経験をした住民・市民こそが今後市政を担っていく人材に代わっていける可能性があるからである。資金的支援によって福祉ボランティア団体の会員数が増える、あるいは活動日数を増やしていける、そのなかで新しいメンバーの参加を募っていくことにつながり、その結果ボランティアの実数と輪が広がりうるともいえる。基金の

助成を受けることによって90%の団体が「社会的に認められた」と認識し「活動への意欲が高まった」といっている。基金は活動資金として決して十分とはいえないかもしれないが、自分たちの活動が社会的に認められているという自負心につながる要素になっているのである。

## 2.2. PRの工夫

前述したようにA市基金の申請者数は年々減っているが、その理由としては①一般住民が基金のことを知らない、②新しくボランティア団体が立ち上がらない、とが考えられる。①について行政は一般住民に対して積極的に宣伝すべきであろう。行政にはその能力があるといえる。具体的にリフレットやパンプレットの配布、CATVやラジオ放送を通じての宣伝、広報誌への掲載、ホームページなどをつうじて宣伝する必要がある。前述したように福祉ボランティアの担い手は60歳以上の女性を中心でありITの使用に不自由である可能性も考えられる。②についても地元の新聞やテレビなどのマスコミを活用し地域住民に広報活動をしながらボランティアへの参加を促すことが期待される。また、地域の福祉専門家や地元の大学とも連携をはかり、時にはイベントなどを開いて男性や若い世代を巻き込んでの広報活動を繰り広げるべきだろう。ボランティア団体を立ち上げたメンバーの共通点は、ボランティア活動に関係する機関の呼びかけで集まった人たちが多く<sup>9)</sup>行政の働きかけがいかに重要であるかがわかる。

## 2.3. 「情報共有の機会・場」づくり

一般的に資金や基金の助成の過程をみると福祉ボランティア団体と行政との接点は少ないといえる。A市基金助成の場合も同じく福祉ボランティア団体と行政の直接的な接点は基金助成を申請するときのみとなっている。申請が終わり、基金運営委員会で承認をするとその後、行政は機械的に資金助成を行い、団体からは年度末に収支報告を書類にて行う、そして3年過ぎると関係は終わる。おそらくほとんどの自治体が同じ方法で行われているだろうと考えられる。

福祉ボランティア活動は地域の福祉問題や課題を解決しようとして生まれるものであり、行政はこの「小さな活動」から目を離さず、基金助成を単なるかたちだけのものに終わらせないために努めるべきであろう。そのためにも地域の福祉問題について福祉ボランティア団体と行政とが情報を共有し議論しあう「機会・場」を設けることが必要だといえる。

たとえば、定期的にアンケートやインタビュー調査を行うことによる接点を設けることが考えられる。調査結果から福祉ボランティア団体からの提案を知

り、福祉ニーズを把握し、市政につなげることができる。さらに、行政は調査結果を分析し福祉ボランティア団体に報告することで行政と福祉ボランティア団体と、福祉ボランティア間で情報共有を図られる。A市は平成9年と今回の調査を行っているが、今回の調査結果については筆者が基金運営委員会で報告し、議論をしてはいるものの、福祉ボランティア団体には報告していない。反省点である。

福祉ボランティアと行政との関係における問題として、①「参加」における双方の共通理念、共通基盤をどこにおくかという問題、②ボランティア活動における「公私の分担」の問題、③ボランティア活動推進、の3点がいわれている<sup>12)</sup>。この問題を解決していくためには、共通理念を確かめつつ双方が互いに話し合える「場」を設け、ミッション・ディスカッションを行うことが必要だろう。座談会や討論会あるいは総会等を開いてボランティアからの「なまの声」を聞くとともに、行政側の情報を提供しつつ互いに歩みよる「場」を設定する。この「情報共有の場」とおして行政と福祉ボランティア団体との相互理解はもちろん、福祉ボランティア団体間の理解や激励も図られると期待される。

行政と福祉ボランティア団体が互いに情報公開を前提に緊張関係にあることがパートナーとしての条件だといえる。そのためには、行政担当者は福祉ボランティア団体とのコミュニケーションを図るための熟練した技術が求められる。

また、行政に対して資金的支援だけでなく活動拡大のための相談や助言の要望があったが、活動内容によっては行政担当者に限界がある場合も考えられる。よってボランティア団体と行政との中間機能団体の介入を促すのも効果があるといえよう。たとえば、社協職員や民生委員、町内会、NPO団体等にコーディネートの役割を担ってもらうことも考えられよう。

## 課 題

福祉ボランティア団体に対する行政による支援の意義としてボランティア自身自分たちの活動が社会的に認められたと認識しており、活動の意欲が高まったといっている点があげられる。しかし、ボランティアの活動の先駆性から福祉政策に盛り込むべき新しいサービス内容の提案はいままでなかった。本研究からはボランティアに対する行政側や社会からの期待とボランティア団体の実態には齟齬がみられたといえる。

今回福祉ボランティア団体の代表者だけを対象に調査している。行政にかかわる研究の悩みは行政担

当者の頻繁な交替である。それを補うために基金運営委員会での情報収集に力を入れた。

この基金の一番の悩みは、思うように新規申請者が増えないことで、運営委員会の中で活発な意見を出し合い、申請者を増やすためのアイデアを出し合っている状況にある。A市基金は、2006年と2007年にNPO法人に基金助成を行っている。いわゆる「福祉ボランティア団体」と「NPO」との概念を整理する時期にきているともいえる。今後、他自治体

の基金の運営内容について比較研究する必要もあろう。今後の研究課題としてA市に対して「情報共有の場」を設けることを提言し、その後の評価方法を明示していくことがあげられる。

本研究は平成16年度川崎医療福祉大学プロジェクト研究の助成を得て行われた研究である。ご協力いただいた皆様に心から感謝申し上げます。

#### 文 献

- 1) 内閣府：平成19年版国民生活白書。69, 2007。
- 2) 内閣府：平成19年版国民生活白書。86-87, 2007。
- 3) 朝倉美江：なぜボランティアがサービスを提供するの?。三本松正之, 朝倉美江：福祉ボランティア論。186, 2007。
- 4) 藤江昌嗣：地方自治体・NPOの協働における中間支援機能と中間支援組織。岡田浩一, 藤江昌嗣, 塚本一郎：地方再生と戦略的協働。行政, 166-168, 2006。
- 5) JYVA 社団法人日本青年奉仕協会：ボランティア白書。31, 2007。
- 6) 社団法人地方行政調査会：地方行政調査資料—都市の各種基金に関する調べ。1-99, 2004。
- 7) [http://www.mam.go.jp/wam/gyoumu/kikinjigyou/main\\_03\\_2.html](http://www.mam.go.jp/wam/gyoumu/kikinjigyou/main_03_2.html)
- 8) 大阪ボランティア協会編：ボランティア—参加する福祉。48, 1996。
- 9) 全国社会福祉協議会：全国ボランティア活動者実態調査平成14年, 地域福祉情報。2, 2008。
- 10) 内閣府：平成19年版国民生活白書。99, 2007。
- 11) 朝倉美江：ボランティア組織をつくろう!。三本松政之, 朝倉美江：福祉ボランティア論。有斐閣, 145, 2007。
- 12) 大阪ボランティア協会編：ボランティア—参加する福祉。47, 1996。

(平成20年6月10日受理)

## The Role of the Local Government for Voluntary Welfare Groups

Younghi LEE, Takanori OGAWA and Toyohiro TAGUCHI

(Accepted Jun. 10, 2008)

Key words : voluntary welfare group, local government, funds, support

### Abstract

The purpose of this paper is to outline the role of a local government for voluntary groups active in welfare. We focused on City A and sent out a questionnaire to the 41 voluntary welfare groups which previously received financial assistance from the city and the 14 groups which are currently receiving financial help.

The results show that most of those groups are in need of the local government's support, especially in finance and manpower. It is also proved that 92.6% of the groups which received welfare funds previously are still active through their own efforts to raise funds.

Moreover, 90% of them maintain that the public funds enabled their activities to be recognized socially and helped to enhance their commitment to the causes of welfare. This highlights the importance of a local government's cooperation and the necessity of discussion within welfare groups for better understanding of their own mission.

In conclusion, it can be proposed that what a local government can contribute to voluntary welfare groups include solid communication with them and public relations for its own funds as well as financial assistance.

Correspondence to : Younghi LEE

Department of Social Work , Faculty of Health and Welfare  
Kawasaki University of Medical Welfare

Kurashiki, 701-0193, Japan

E-Mail: [leebrown@mw.kawasaki-m.ac.jp](mailto:leebrown@mw.kawasaki-m.ac.jp)

(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.18, No.1, 2008 75-89)